

平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成29年6月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (延会) 午前11時 5分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

- 議案第30号 矢掛町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする  
ことに同意を求めることについて
- 議案第31号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条  
例制定）
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部  
を改正する条例制定）
- 議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提  
供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正  
する条例制定について
- 議案第37号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 報告第1号 平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
- 報告第2号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について
- 議案第38号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第39号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第40号 平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第41号 工事請負契約の締結について（羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締  
結）
- 議案第42号 工事請負契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負契  
約の締結）

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

皆様には何かと御多用の中を御出席いただき、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第2回矢掛町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本定例会の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番高岡一万君と7番笹井愛子さんを指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（江尻健二君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6日から13日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から13日までの8日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、これから本格的な梅雨時期を迎えるにあたり、大雨による災害を想定する中で、5月23日には鬼ヶ岳ダムにおいて管理連絡会議を開催し、また、5月25日には災害防止連絡会議を開催し、消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県などの関係機関と、町内における危険箇所の確認、町の対応や防災資機材の備蓄などについて情報交換を行っております。更に、今回は地震等の災害に備えまして、昨年4月に発生した熊本地震を実例に、防災研修を行いました。これらにより、熊本地震で得た教訓を将来起こりうる大規模災害でどのように活かすのかを考え、常に危機感・緊張感をもって災害発生時には迅速な対応が行えるように万全を期しているところでございます。

そして、国際的情報ではございますが、新聞・テレビ等では連日報道されておりますが、北朝鮮が5月には3週連続で弾道ミサイルを発射し、我が国もアメリカ・韓国と緊密に連携して北朝鮮に圧力をかけていく方向で今後も緊迫した状況になっております。国として、国家・国民のため万全の対策をとら

れることと確信をいたしております。

一方、矢掛町におきましては、今年度に入り矢掛フリーワイファイを整備し、観光客の利便性・満足度の向上に力を入れており、今後、市街地に“道の駅”が整備されることにより、更に観光客の増加が見込まれるところでございます。

また、町内には、民間の動きがハード・ソフト両面に対してあり、観光施設“あかつきの蔵”がオープンし、さらには、海を渡ったアメリカ・サンフランシスコでは、現地時間4月16日午後開催されました桜祭りで、大名行列がサンフランシスコの街並みを約2キロメートル練り歩き、多くの観客からたくさんの声援が送られました。

こういった官と民が協力した取り組みにより、外国人観光客の増加も見込まれ、今後、インバウンド対応、観光客の受け皿整備、また、おもてなし機能の向上を図り、より一層町の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について3件、専決処分の承認を求めることについて2件、条例の一部改正について4件、平成28年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越の報告について2件、一般会計ほか補正予算について3件、工事請負契約の締結について2件の計16件でございます。どうか適切な決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について、を御報告申し上げます。矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、平成28年度矢掛町土地開発公社決算書並びに平成29年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付させていただいておりますので、御報告させていただきます。

主な事業内容につきましては、井原地区消防組合からの依頼によりまして、井原地区消防組合矢掛出張所用地の先行取得、造成及び引渡しを行いました。また、定住促進対策として住宅用地の販売を進めており、平成28年度に造成いたしました東川面第2分譲地につきまして、平成29年4月に販売開始しましたが、即日完売をいたしました。あわせて、リバーサイド住宅分譲地、本堀西住宅分譲地及び北田住宅分譲地も完売しており、非常に好調な販売状況でありました。更に、東三成工場用地につきましても売却が完了しており、こちらも好調な販売状況であります。定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き積極的な事業展開を図りたいと思っておりますので、御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第2号、矢掛町水道事業ビジョンの策定について御報告申し上げます。

お手許に配付しております冊子を御覧いただきたいと存じます。矢掛町水道事業は、昭和47年に創設事業認可を受け、昭和50年に給水を開始して以来、安全な水を安定して供給するため、水源確保や未給水地区解消などの施策を推進してきました。しかしながら、給水を開始してから40年以上が経過し、人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新事業費の増大、大規模災害への対応など多くの問題を抱えており、現在の矢掛町水道事業を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にあります。今後とも安全な水を安定して供給し続けるためには、これらの問題に対処し、水道施設の適切な管理運営、そし

て更新事業などを計画的に推進していく必要があります。

厚生労働省は、水道水の安全の確保を“安全”，確実な給水の確保を“強靱”，供給体制の持続性の確保を“持続”と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、目標設定を行うことを要請しており、こうした背景から、今回、町民の皆様のニーズに対応した安全で強靱かつ持続可能な水道を次世代に継承していくための施策を示す“矢掛町水道事業ビジョン”を策定いたしました。

この矢掛町水道事業ビジョンに示した理想像を実現させるために必要な計画として、直近10年間の事業計画を示しており、その重点事業として東川面浄水場の全面更新を計画しております。東川面浄水場は、現状把握の結果、耐震基準を満たしておらず、また、浄水方法においても見直しが求められております。このことにつきましては、議会全員協議会におきまして御報告申し上げることにしておりますので、よろしく願いをいたします。

報告第3号、外国語活動充実事業における後任者についての御報告でございます。外国語活動充実事業として、平成28年9月から主に町内の幼稚園・保育園で指導を行なっておられたペドロさんが平成29年3月31日に任用期間が満了となり、後任としてアメリカ合衆国出身のジャネット・ケルシーさんが新たに着任をされました。

お手許に配付しております資料を御覧いただきたいと存じますが、ジャネットさんは、ミズーリ州出身の24歳の女性であります。トゥルーマン州立大学では、心理学を専攻しておられ、多数の教職課程を履修し、授業の計画や指導方法、子どもに対する指示の仕方を学んでおられます。また、小学生を対象としたサマーキャンプで指導員を務められたこともあります。

前職は英会話教室の講師であり、幼児から高齢者まで多様な年齢の受講生を教えた経験もございます。

矢掛町へは4月1日に着任されており、また、町内の幼稚園・保育園で英語の指導をしていただいております。外国語講師によりまして、本町の英語教育が更に進むものと確信しておりますので、御報告申し上げます。

報告第4号、第67回社会を明るくする運動・地域住民の集い及び教育講演会の開催について御報告を申し上げます。

7月は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”の強化月間として、全国一斉に展開をされます。その一環として、本町でも、来る7月6日、木曜日、午前9時から、町内一斉の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、午後1時45分からは、“地域住民の集い”を、やかげ文化センターホールにおいて開催いたします。式典の後は、午後2時15分から、教育講演会を開催いたします。講師に、元高等学校教諭の宮本延春氏をお迎えし、演題は“人は、その人であるだけで大切な存在”と題しまして、いじめが大きな社会問題となっております。今、御自身の体験に基づいた貴重なお話をいただき、青少年の健全育成を目指していく機会にしたいと考えております。なお、入場は無料であります。

保護者をはじめ、町民の皆様、また議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘いの上、御聴講くださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第5号、和楽器オーケストラあいおい西日本ツアー2017 in 矢掛の開催について御報告申し上げ

げます。

来る、7月29日の土曜日、文化センターホールにおきまして、“和楽器オーケストラあいおい西日本ツアー2017 in 矢掛”を開催いたします。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、内容といたしましては、伝統音楽の中から、ねずみを題材とした滑稽なストーリーを、地唄、日本舞踊でお楽しみいただくほか、ゴジラや妖怪メドレーなどの親しみのある曲を、大迫力の和楽器オーケストラでお送りいたします。

また、町民による合唱団“コールやかっぴー”との共演や、和楽器体験ワークショップなどの参加型企画も見どころであります。チケット料金は、一般2,000円、高校生以下1,000円で、全席自由としており、文化センター、郷土美術館、B&G海洋センター、町家交流館で既にチケットを販売をしております。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様におかれましても、御家族、御友人お誘いの上、おいでいただきませう御案内を申し上げます。

報告第6号、平成29年度矢掛町戦没者追悼式の開催について御報告申し上げます。

祖国日本の興隆と繁栄を念じて、身命を賭けて奮戦され、尊い一命を祖国のために捧げられた戦没者の御尊霊を追悼するため、町主催の戦没者追悼式を、8月16日の水曜日、午前10時から、やかげ文化センターホールにおきまして開催いたします。

“矢掛町平和の町宣言”の本旨であります“真の恒久平和と安全の実現”を念頭にいたしまして、広く、一般町民の皆様方にも御案内を申し上げ、戦没者の追悼と、平和を願う場として、町民総意の追悼式にしたいと考えております。

また、遺族会の意向をお伺いした中で、平成27年度から、毎年8月16日に、町主催での“追悼式”と、遺族会主催での“流水かんじょう”を交互に開催することに決定しており、今年度は町主催の追悼式を予定いたしております。

議員の皆様には、後日、町主催によります追悼式の御案内を申し上げますので、その際には、お繰り合わせの上、御臨席いただきますよう、よろしく願いをいたします。

報告第7号、外国青年招致事業における後任者についての御報告でございます。

この事業は、外国青年を英語指導員として招致し、町内の子どもたちに幼児期からの国際感覚を身につけさせるため、各幼稚園・保育園及び小学校において巡回指導を行なっているものであります。

現在招致しておりますペイン・ロバート・テイラーさんとの雇用契約は8月末で終了いたします。そこで、後任としてアメリカ合衆国からヤングル・チェンさんを新しく招致する予定であります。

お手許に資料を配付しておりますが、ヤングルさんは、日本生まれアメリカ合衆国育ちの21歳の女性で、専攻は化学です。大学時代は、インドでのインターンシップの他、積極的にボランティア活動を行うなど、さまざまな経験をされており、矢掛の子ども達に指導することに大変意欲を示されております。

指導員として招致することにより、引き続き同事業を発展させ、ますます外国語等に親近感を持たせるとともに、国際親善の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、7件の報告でした。

**○議長（江尻健二君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧ください。  
また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

次に、郵送による陳情文書の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり、その写しをお手許に配付いたしておりますので、御覧ください。

~~~~~

- 日程第4 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第30号 矢掛町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ことに同意を求めることについて
- 議案第31号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第30号、矢掛町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに同意を求めることについて、議案第31号、矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第4、それでは、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります中原恒和氏が、本年8月31日をもって任期が満了いたしますので、新たに岸野憲二氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと思っております。

経歴を簡単に紹介させていただきますと、岸野氏は昭和29年9月22日生まれの現在62歳で、昭和48年4月に広島国税局に入局し、三原税務署長、名古屋東税務署長、広島国税局調査査察部長を歴任されました。就任後の任期は、本年9月1日から3年でございます。

なお、審査委員会の委員は現在、山本裕三氏と妹尾吉高氏、岸野氏を加えて3名となるということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第30号及び議案第31号につきまして、提案理由を御説明致します。

まず、議案第30号、矢掛町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに同意を求めることについてでございますが、農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び同法施行規則第2条第1号の規定に基づきまして、この議会に同意を求めるものでございます。詳細な内容については、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第31号、農業委員会委員の任命に同意を求めることについてでございますが、平成29年7月19日をもって任期満了となります矢掛町農業委員会委員について、新たに9名の方々を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、この議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求めるのは、片山悦志氏、平井康夫氏、平井忠行氏、岸野敏夫氏、鳥越幸男氏、高槻祥治氏、小野孝一郎氏、高月周次郎氏、渡邊卓司氏、以上9名の方々でございます。なお、委員の任期は

本年7月20日から3年でございます。

詳細な内容については産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） 〔議案第30号、議案第31号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第29号から議案第31号までは、原案のとおり同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第30号、矢掛町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに同意を求めることについて、議案第31号、矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第36号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第37号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

報告第1号 平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について

議案第38号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第39号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 工事請負契約の締結について（羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締結）

議案第42号 工事請負契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負契約の締結）

**○議長（江尻健二君）** 日程第5，議案第32号から報告を含め議案第42号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは，議案第32号及び議案第33号の専決処分の承認を求めることについて2件，一括して提案理由を説明申し上げます。

両議案とも，地方自治法第179条第1項の規定に基づきましてこの議会に報告し，承認を求めるものでございます。なお，両議案は，先の3月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして，本年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず，議案第32号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，地方税法等の改正に基づきまして，配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し，軽自動車税のグリーン化特例の見直し，また，固定資産税につきましては居住用超高層建築物の課税の見直し，保育の受け皿の一環として企業主導型保育事業に係る特例措置の創設と，事業所内保育事業に係る特例措置の拡充により，課税標準を引き下げるものでございます。

次に，議案第33号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定でございますが，地方税法等の改正に基づきまして，低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直しでございます。

以上が，条例改正に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。詳細な内容につきましては町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

続きまして，議案第34号から議案第37号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第34号から議案第37号につきましては，条例の一部改正に関するものでございます。いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただいております。

まず，議案第34号，矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，国において個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され，それぞれ改正内容に即した文言の整理及び同法の条項を引用しているこの条例に，条ずれが生じたため，引用条項を改正するものでございます。

詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第35号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，国の人事院規則の改正に伴いまして，育児休業の再取得などができる特別な事情に，保育園等に入園できない場合という事由を加えるものでございます。

詳細な内容につきましては総務企画課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第36号，矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正する省令の施行に伴い，必要な改正を行うものでございます。

詳細な内容については町民課長が説明いたしますので，よろしく願いをいたします。

次に，議案第37号，矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

でございますが、今回の改正は、平成9年から利用してまいりました矢掛不燃物投棄場がほぼ満杯となり、施設を閉鎖することに伴い施設閉鎖後に町内から排出されるガレキ等の廃棄物について町の許可業者による処分を行うこととするため、一般廃棄物処分業の許可規定、処理手数料の規定など、必要な改正を行うものでございます。

詳細な内容については、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、報告第1号及び報告第2号の一般会計及び公共下水道事業特別会計予算の繰り越しについてでございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成29年度へ予算を繰り越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、この議会に提出し報告させていただくものでございます。

まずは報告第1号、平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、本年3月定例会におきまして、繰り越しの決定をいただいております“浸水対策事業”など14事業で、5億3,797万円を平成29年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

次に、報告第2号、平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費についてでございますが、これも先般の3月定例会におきまして、繰り越しの決定をいただいております2事業で、1億1,356万円を平成29年度に繰り越しさせていただくものでございます。

詳細な内容については、それぞれ総務企画課長、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第38号から議案第40号までの各会計の補正予算について御説明を申し上げます。

なお、各会計の補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第38号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。本年度の一般会計予算につきましては、当初予算型の編成を行なっており、当初予算として議決いただいた72億7,000万円と、先ほど説明させていただきました繰越予算5億3,797万円、これを合わせたものをこの1年間の基本的な事業規模として粛々と執行していく所存でございます。

今回の補正予算につきましては、緊急度の高いもの、国・県の補助事業など、必要最小限の補正をさせていただきます。

主な内容につきましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと存じますが、今回の補正額は4,100万円で、補正後の予算総額は、73億1,100万円となっております。

内容等については、また担当が説明いたしますので、私の思いを説明したいと思います。3件ございます。

1つは、三宅星南君の問題でございます。ぜひですね、オリンピック選手へされたいという思いがございます。といいますのも、先般お母さんが相談に来られまして、非常に重要な時期で、ここまではちょっと分からなかったんですが、今現在、新聞見出しでも特別強化選手に彼がなっておるんですね。しかしながら、その強化選手の中でもAクラスとBクラスがありまして、今はBクラスであります。当然これがAクラスにならないといけないんですけども、今の状態ではまだ無理なので、もう今の時代は4回転の時代に来ておる。今、3回転半、4回転を挑戦しておるんですが、今の状況では限界が家庭にあるということでございます。何かいい方法はないかということをお聞きされる中で、これは私の決断として、なんとしても矢掛町からぜひオリンピック選手に、この3年間でという気持ちがございます。

といいますのも、聞いてみれば宇野昌磨君、もうこれは世界的な選手になっておりますが、そのランクからちょうど今、岡山県に3選手がすばらしいのがおりますが、全国的にはもうこの距離感、この間にいないということなんです。もう即そこへ到達できるグループの位置へおるということから言わせば、特にこの1年間が勝負だという話しを聞かされました。そういうことになりますと、いろいろな問題がありまして、技術を上げるためにはコーチの問題とか、そして海外遠征とか、いろいろな費用がたくさんかかる。そういうことに対して、相談を受けたわけでございますけども、ああいう場合にはスポンサーがついておるとというのが現状であったり、後援会等があつて支援されたりというような、あらゆるケースがあるようでございます。もう今、待たないということから、たまたま今回、企業の方から寄付をいただいたことがございまして、この件については町の方へ一切お任せするというところでございましたので、これを一部活用して、そしてまた町としても全然関わらないというわけにはいきませんので、未来基金をそれぞれ100万円ずつ用意してここへ予算計上をさせていただきました。

ぜひ、皆さん方の御理解をいただきまして、彼を矢掛町でもそうこのオリンピックとかいう言葉に到達する選手というのは珍しいと思いますので、町をあげて支援できればというふうに思っております。先般の新聞を見られた人から手紙がございました。“町長たいへんありがとうございます。”という、全く関係のない、彼のファンであろうかというふうに思いますが、町外からも非常に支援者がおるということも聞いております。ぜひ御理解いただきまして、まあ、この予算関係ではこの寄付金の200万円の100万円とこの未来基金の100万との200万円で、この中ではアスリート育成強化補助というふうに書いておりますけれども、そういう趣旨でございます。

そしてもう1つは、残りの100万円については元気なまち応援事業というふうにしていますが、この内容は具体的にというのはなくて、私自身は若者、そして女性活躍、こういう人が行動を起こすときに、どちらかといえば税金でということの疑問が起きるようなことを決断を、活躍の場をしっかりととらえていきたいということがございまして、これも寄付者の意向を踏まえてそうさせてますので、御理解をいただければというふうに思います。今の時点でどれがどれということできずに、これから起こりうる事業に対してしっかりと支援していく、とりあえず今の時点では座取りということになろうかと思っております。

そして2点目は、やはり美川地区、まあ矢掛で言えば一番北の方で、どちらかと言えば人口減が一番大きな場所でございます。そういう中で、今、桃源郷が、今予算化されて執行する段階に入りましたが、ちょうど美川の入り口の道路で事故が起きました。これから人も増えてくるだろうという予測の中で、この羽無の路線の改良工事というのを予算化させていただいておると、もう1つは美川テラス、この加工所の建設に入っております。そういうことを予算化をしておるとというのが、私の思いの2点でございます。

もう1点は、B&G財団との付き合いがございまして、そのこの会合へ行きましたときに、「コミュニティー機能付き付加事業を町長やるんです。」と「ぜひ手を挙げてください。」という意向もございましたので、職員の方へ指示して、それを今、許可をいただいたところで、執行しようということでございます。それ以外にも事業はございますけれども、私の補正に対する思いを申し上げて、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

失礼いたしました。

次に、議案第39号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は1,300万円で、中地内の工場用地造成に伴う測量設計費の計上でございます。今回

の工場用地造成につきましては、農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから、本特別会計により町が実施するものでございます。

詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第40号、平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、10万円の増額をするものでありまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第41号及び議案第42号の工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。いずれも、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第41号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締結について、御同意を求めるものでございます。詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第42号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、小田こうど会館改築事業建築工事の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上が、報告を含めまして、議案第32号から議案第42号までの提案理由及び説明でございます。御審議の上、よろしく願いをいたします。失礼いたしました。

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君） 〔議案第32号、議案第33号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第34号、議案第35号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君） 〔議案第36号、議案第37号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔報告第1号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君） 〔報告第2号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 提案理由の説明及び議案の説明並びに報告が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の本会議を明日7日の午前9時30分から再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とし、明日の午前9時30分から再開と決しました。それでは、これをもって延会といたします。

それでは皆さん、お疲れ様でございました。

午前11時5分 延会

平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成29年6月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午前11時48分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 7番, 3番, 2番, 8番, 4番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番, 7番, 3番, 2番, 8番, 4番

**○議長（江尻健二君）** 日程第1, 一般質問を行います。

今回の質問者は6名の方々に、既に一般質問一覧表のとおり通告されておりますので、一般質問は通告順に行います。

まず1番, 花川大志君をお願いします。1番, 花川君。

**○1番（花川大志君）** 議席1番, 花川でございます。通告事項, 健康を推進する介護の担い手を育む地域創出について, 早速質問を始めさせていただきます。質問の趣旨を御理解いただくため, 既に御存知の事柄も含め, 地域の皆様からの御意見をもとに私見を交えながら質問を進めていきたいと思っております。

日本人の平均寿命は, いよいよ男性も80歳を超え, 女性の87歳と合わせて世界有数の長寿国となっております。本町においても御高齢者が健やかに日々の暮らしをお過ごしいただいている, これはたいへん喜ばしいことでございます。その一方で, 健康的な活動寿命がそれに並行して伸びなければ少子高齢, 人口減少社会の現状及び未来予測の中では, 長寿国日本の御高齢者を支える人, 介護する人が不足することは, 残念ながら確実であるようです。そのような中, 特定の病気により身の回りのことができなとか, 日常生活に支障があり, 何らかの介護が必要となった方, いわゆる要支援の方が利用される介護サービスの一部が, 今年度より市町村の介護予防日常生活支援総合事業, いわゆる新しい総合事業に移行されました。対象となるのは, 要支援1及び2の方々ですが, 現在行われている訪問介護と通所介護が名称変更されるのかなど, 対象者がおられる家庭の方々から, この新しい総合事業について, 詳しく分からないとのお声を聞きました。対象者の要支援度が比較的軽度なため, 特にひっ迫感がないことも制度への理解の進捗を妨げているのかもしれないかもしれませんが, いずれにしても周知が十分でない感があります。

介護予防と生活支援サービス事業について, 自治体が独自に運営基準を定めることができ, 自治体の裁量の中で地域の実情に合わせたきめ細やかで柔軟な取り組みができる仕組みとなり, 地方分権の具現化と言えればそれはそうなんですけれど, 国から地方自治体へ移行するサービスについては, さまざまな課題も浮き彫りになっています。しかし, スタートした以上, 規定に乗っ取って進めていかなければならないのが地方自治ですから, 行政に限って言えば, 地域包括支援センターさんを含む保健福祉課さん, 社会福祉協議会さんや関連団体の皆さん方には, 御苦労は承知の上で鋭意取り組んでいただくことを切にお願いしたいと考えます。

健康的な活動寿命を保つ, もとよりこれは, 我々みんなに共通した課題ですので, 町としては, 町民一人一人が参加意識, 特に介護予防に関心を持ち, 何らかのかたちで携わっていくことを促進する御立場からその必要性, 整合性をお示しいただきたいと思っております。その上で, 新しい総合事業の基本的な事柄についてお尋ねします。

まず、新しい総合事業の概要を分かり易くお教えてください。次に、移行した新しい総合事業の矢掛町における現状をお教えてください。また、新しい総合事業における柱の1つである介護予防について、本町の将来的な対応・展望を教えてください。

以上、担当課長さんの御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 1番、花川議員さんの御質問にお答えいたします。

介護保険法等の改正により、地域包括ケアシステムの強化・推進が重要な課題となっております。今回の法改正では、制度の強化対策として、国の客観的データ分析に基づく介護保険事業計画の策定や介護医療院の創設のほか、地域共生社会の実現にむけた取り組みの推進ということで、新たに“住民や福祉関係者による問題の把握、関係機関との連携協力による解決が図られることを目指す。”という旨の規定が法律に設けられました。また、制度の持続可能性を確保するために、現役並み所得者の介護サービスの利用者負担を2割から3割に引き上げることも決まっております。

今回御質問いただきました総合事業ですが、総合事業は、地域包括ケアシステムを構成する1つの要素でございます。地域包括ケアシステムでは、介護保険制度の持続可能性を高め、地域主体で地域の人材を活用し、総合事業の充実を図ることが求められております。地域住民が主体的に参加をし、自らが担い手となっていくような地域づくりがこれからは必要とされています。

矢掛町では、地区社協の福祉委員や福祉協力員による地域の見守り活動や地域のボランティアによる地域ミニデイサービスが行われています。地域住民が自らの手によりこうした活動をすることで、自分たちの地域の抱える新たな課題を発見することができます。発見した課題は、行政と共有をし、相互に協力をしながら問題の解決を図ってまいります。今後は、こういった取り組みが非常に重要になってまいります。

総合事業の取り組みは、ボランティアとして参加する側にもメリットがございます。人は必ず老いていきますし、今、支える側にいらっしゃる方も10年後、20年後は必ず支えられる側になります。しかし、今から健康づくりや介護予防に取り組むことでその時期を遅らせることができます。ボランティアとして活動に参加をし、地域の高齢者を支援することは、同時に自らの介護予防の取り組みにもなります。

町といたしましては、地域包括ケアシステムの強化・推進のため、地域主体のボランティアによる介護予防事業を積極的に展開する必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 新しい総合事業の制度や外郭趣旨など、概要について御解説いただき、ポイントもはっきりしてまいりました。御答弁の中に、地域主体で地域の人材の活用とか地域住民が主体的に参加などの文言がありましたが、そのことからすると、総合事業の運営はまさに町と人、つまり行政と住民が主体であると私は解釈いたしました。また、今後ボランティア活動が地域包括ケアシステムの重要な担い手となることが御答弁の中でクローズアップされており、特に将来的な対応・体制の在り方については課長さんの御見解は大いに共感を覚えました。今後、しっかりとこれを展開していただきたいと思っております。もちろん私どもも協力したいと思っております。なお、課長さんも言及された所得額に準じた介護サービス利用者負担割合のアップなど、良い点、悪い点、対象者にとっての益不利益など御考慮の上で詳しい説明の必要があると考えますので、ボランティア募集と合わせて広報に御配慮をください。

次に、そのボランティアの部分に関連した事柄についてお伺いいたします。昨年度実施された“いきいき健康リーダー養成講座”が本年度は実施されません。この事業は保健福祉課さんから矢掛町社会福祉協議会さんへ委託された事業であり、「いつまでも健康でいたい」、「体力を維持したい」と思っている方々が1つステージを上げて、教える側となってボランティア参加し町内各地で開催される“いきいきサロン”などで矢掛町オリジナル体操の実技指導など指導者として活動していただく方を養成する事業でございました。

講座ではまず、矢掛町の介護予防の取り組みについて説明を受け、講義やロールプレイ、グループディスカッションを経て実地講習として各公民館で行われる“ミニお達者くらぶ”等へ参加し、指導者認定を受け活動登録にいたります。まさに新しい総合事業に明記される活動主体たる介護予防のボランティアの実践舞台に他なりません。このような事業を通じて健康寿命や介護予防に対する認識を深めることが最も有意義なことと私自身も参加して痛感いたしました。健康リーダー養成を通じて本当に大事なのは、介護予防の理念を1人でも多くの町民の皆さんと共有することなのだと感じました。今回の一般質問通告事項である健康を推進する介護の担い手を育むという事柄の趣旨はまさにここにあります。健康リーダー要員の定数が充足しているのかもしれませんが、当該事業に関し本年度開催されない理由を担当課長さんに伺います。また、ボランティアを含め地域全体で取り組みを進めるといふ担当課長さんの御見解から、それをきめ細やかに実践するための矢掛町の介護拠点の実態と、総合事業の重要な指針であり介護予防メニューの1つである介護度の重度化防止、つまり症状が重くなるのを緩やかにし、抑制するための取り組みの有無、また実績があればその事例の紹介を求めます。いずれも新しい総合事業への理解を深めるため、また介護予防への幅広い取り組みを町民の皆さんに広くお伝えしたいので、いきいき健康リーダー養成講座の件と合わせて再質問として保健福祉課長さんに御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 花川議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、いきいき健康リーダー養成講座を今年度実施しないという理由についてですが、いきいき健康リーダーは、平成20年度から養成講座がスタートをし、受講生には講座終了後にまちの健康リーダーとして登録をお願いしております。現在の登録者数は13名で、地域のいきいきサロンなどからの要請によりまして、地域包括支援センターが派遣をしております。この取り組みは、町民自らの手による活動を推進することで、介護予防や健康づくりを自分自身の問題として認識していただき、健康づくりや介護予防の活動に積極的に参加する意識を高めていただくとともに、こうした考えを地域に広く伝えていただくということも目的としております。リーダーの養成につきましては、昨年度までの派遣要請件数に対しまして13名で充足しておりましたので、今年度は養成講座の開設予定はございません。しかし、今回の法改正の内容を見ても、地域住民主体のボランティアによる介護予防の取り組みは、今後、更に重要になることが明らかでございますし、養成講座を受講すること自体が申込者の介護予防につながることを重視いたしまして、現状を把握する中で養成講座の見直しとあわせて、新たに意識啓発に重点を置いた講座など、今年度策定予定の第7期介護保険事業計画と整合を図りながら、より効果の高い事業にしていきたいと思いますと考えております。

次に、介護拠点の実態と重度化を防止する取り組みの有無ということでございますが、総合事業の中で申し上げますと、まず通所型サービスにつきましては矢掛荘、長楽園でお達者教室を実施しております。平成28年度の参加者は64名でございました。次に、地域包括支援センターではミニお達者教室

を平成28年度に月7回、各地区公民館で開催しております。参加者は214名でございました。

また、住民ボランティアによる地域ミニデイサービスが今年度から始まっております。週1回、公民館を拠点に実施されており、総合事業の対象者だけでなく、一般の高齢者も同時に利用できる新しい取り組みでございます。今年4月の実績で24名の方が利用されております。

最後に、各地区町内会単位で実施されております、いきいきサロンがございますが、平成28年度実績で98地区で開催をされ、参加者は約1,200名でございました。

なお、訪問型サービスにつきましては、町が養成いたしました訪問ボランティア5名の方がごみ出し、話し相手、安否確認などを行っております。

介護予防や健康づくりは、まず介護や病気を自分自身の問題として認識していただくことが非常に重要でございますし、更に地域一丸となって健康づくりを地域の課題として捉える取り組みが進むことで町全体が元気になるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

いきいき健康リーダー養成講座のみならず、意識啓発に重点を置いた新たな講座も企画されるとのこと、第7期介護保険事業計画について、より効果の高い取り組みが策定されることを期待いたします。

また、通所型サービス、訪問型サービス、生活支援サービスそれぞれの町内各地における拠点、利用者数等々御開示いただいたわけですが、いきいきサロンの開催地区数、参加人数などをお聞きすると、今後、御高齢者が増えた場合と申しますか、介護予防推進の観点からは、いきいきサロンなど参加者が増えていくことが有益なわけですから、そうなるやはり一定数のサポート人員が必要になるのだと思われれます。こういったサービスの活動主体は、保健福祉課長さんのお考え通り、ボランティアの方やNPO、社会福祉法人の参画なしでは運営継続には厳しいものがあるのではないかと多少懸念されます。なぜならば、介護人材は不足していき、民間の介護事業者は要支援者を対象とした予防給付から撤退している地域も既に現状あるわけです。やはり地域での支え手を増やすことは必要だなと感じます。

そのような中、第193回通常国会にて地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が衆参両院を通過し成立いたしました。この法案の中で私が注目する点が2つあり、1点目は再質問にて保健福祉課長さんに関連質問しましたが、重度化防止のため、保険者、ここでいう保険者とは介護保険を運営する自治体つまり矢掛町のことですが、この保険者の機能が強化され、新しい総合事業の推進のもと要介護度が改善されれば、国からの財政的支援が仕組みとして設けられているという点です。2点目は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進という項目の中で、市町村による地域住民と行政との協働について、努力義務ではありますが、住民と行政による包括的支援体制づくりの計画の策定が示されている点です。地域の実情に合わせた実務的な体制づくりが主体的に行われることになっているわけですが、体制づくりは転じて人づくりとも解釈でき、町民の参画は必須です。

前者1点目は、自治体行政そのものと捉えることができ、後者2点目は、計画策定など取り運びは町担当課になりますが、活動主体は町民によるボランティアと捉えれば、地域包括ケアシステムの進化という法案の指示、行政と住民の協働に合致するものと私は考えます。そしてそれが、幸いにも有効に機能したとき、今法案のもう1つの趣旨である保険者である矢掛町の介護保険制度の持続可能性の確保にもつながるのではと推察いたします。

地域共生社会の実現という非常に耳触りがいいのですが、この場で言葉で表すほど簡単な問題

ではなく、いち議員レベルの大雑把な見解に対して実務的な見地からの外観をお聞きし、我々には何ができるのかを私自身考察したいので、この際、山野町長さんに自治体のトップのお立場から本件、御見解の一端をお示しいただきたいと思えます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 花川議員には非常に難解な問題で、実際に現場へ出ていろいろな情報を収集されながら今日の御質問、大変御苦労様でございます。

この問題は非常に難しく、そう簡単にいく問題ではございませんが、非常に重要な、行政としては大事な項目だろうというふうに思えます。そういう中で、矢掛町は、福祉に関しては住民サイドから言わせば非常にそれぞれの方々が長年にわたって努力してくださっております。各種団体、その方々に心から敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

そういう中で、1つ言われます国の法律というのは、やっぱり国全体から見た時の捉え方でありますので、市レベル、町村レベル、都市部、田舎部等々のトータルの中での法案を作っております。そういう中では、今度、1つの町になってきますと、どういう状態ができるのかということでございますが、私もこの10年、11年この介護保険に携わっておりましたが、数字的に見れば、今日も全国的な数値が出ておりましたが、全国では2割程度が10年前から増えておる介護者というのが載っておりましたが、数字的にはそう違わないかなというふうに思っております。このことに関して、矢掛町ではそれぞれの地域でそれぞれのタイミングの時に職員も精一杯努力してきた、その結果が今あることを今課長が説明したというふうに思いますが、これから先ですね、私はそういう堅苦しい話でなしにどうやってこの介護を減らしていけば、それはもう住民の生活の中にあるというふうに私は思えます。と言いますのはですね、今、高齢者人口、この29年4月で調べますと5,394人おられます。その中で、要支援・要介護を受けられた方が1,091名、つまり2割です。つまり、8割の方はまだ介護を受けておられない。

そういうことの中で、これまた年齢別に65～75歳、75～85歳、85歳以上、ちょっときめ細かく私が昨日と今日ちょっと分析、おたくの質問の中でしてみたんですが、75歳未満の方が2,437人おられるんですけど、要介護支援を受けている人は91人です。8パーセント、つまり75歳未満の方は非常に元気な方々、その次の75～85歳の方が1,796人おられるんですけど、315人が要支援・要介護です。つまり約3割の方がここへもう入っておるわけですね。それから85歳以上の人が1,161人おられます。この要支援・要介護は685人おられます。こういうことを、数値を出して考えて個々にいきますとですね、やはりこの75～85歳の方、分析するとですね、ここが非常に重要な年齢層のどこへいくかなあと。まあ、85歳ということになってくればですね、その中の476人はまだ介護を受けておられないということから言わせばですね、85歳以上の方の4割がまだ介護を受けない人がおられるということが非常に私は頑張っておられると。この方たちは多分、私どもがいろいろな今のお達者教室など事業をやってますけど、こういう人の参加率が非常に高いんじゃないかなというふうに思われますと、数字的に見ればですね、やっぱりこう年齢的に見れば75～85歳の方々にという感じがいたします。

その中で、ならどうやってやっていけばということになれば単純なこととして、皆さん人生どういう生き方を将来65歳でやっていくかといえば、必ず「びんびんころりで逝きたい」これにつきるといふふうに思いますが、そうするためにはどうなのかといえば、亡くなる前まで健康寿命、健康でありたい、

という感じでおってほしいということになろうかと思えます。

そしてまた、介護のお世話にならないということになろうかというふうに思えます。そのためにはどうすればいいかということになれば、この今言った数値の中に生活の中に全部ヒントがあるというふうに思えますね。介護になってない方々が4,303人おられるわけです。そういう人々の生活をみられれば、まず基本的には自分の人生、自分の体は自分で守ると、これを自分に言い聞かせとる方々は、朝起きてから人生を考えた時に、1つはやはり生涯現役、何かできることは自分でやろうという考え方を必ず持っておられると思います。その生涯現役の中身が何なのかといえば、このさまざまだろうと思います。皆さん方の議員さんの近くの方でもみられれば、あの方が65歳以上、85歳以上、75歳みられればですね、どういう生活をしてるか、まず仕事をされておるといのがおられるというふうに思えます。

それから、文化・芸術、こういう習い事とか、それから、ものを楽しむ心、そういうところへ参加される人。そしてもう1つは、スポーツがあると思いますが、これが、私が町長になってあらゆる所へ参加しますけれども、グラウンドゴルフの大会へ行きますと、非常にパワーを感じます。ほとんどこの年齢層の方々が大半だろうと思いますが、あそこへ行きますとですね、非常に元気で楽しい、そういう雰囲気がありありと分かります。ということ等考えてみますとですね、やはり私は行政の施策の1つの手法もありますけれども、自ら自分が考える人生の中に多くの割合はそこへあるのではないかなというふうに思えます。ということは、そういう場へしっかりと参加するということが大事で、行政の仕組みの前に民間サイドで実践されておるのがもう大半、基本的にはあるのではないかなと。そこへできない部類について行政としては施策をしておりますので、ぜひ行政の参加を利用させていただきたい。

それで今、具体的に課長が言いました中に、この総合事業の中では、今、三谷が1つ早くも出発をされております。やはり基本はですね、民間の方が、町とすればですね、対等ということでもいいかどうか分かりませんが、できるだけ民の方がやりやすい。そのリーダーは、なかなか非常に難しくてですね、いきいきサロンも出発しましたが、やはりリーダー問題になってくるとなかなか継続できないというケースがございます。これはですね、まだまだ話し合いをして知恵を出し合ってやっていかなければならないことだろうというふうに思えます。

まあ、そういうことをふまえる中でですね、私はちょっと実践的なことを申し上げましたが、政策的にはですね、行政と考えることを考えていき、先ほど健康リーダーの話が、課長が募集してないというふうに言いましたが、しかしこれからですね、担い手を作っていくたり、行動を起こすためにはですね、やはり毎回募集をやりながら住民の意識の問題と、それから少人数では対応できません。今までのお達者教室が昨年まで、一昨年までは矢掛だけでやっておったんです。これではだめでしょうと、私が指示してこの28年度は7地区へ広げたわけですが、そうしますとやはりプロに頼っていくかたちをつくっております。それではこの趣旨に沿わないので、できるだけ今の町健康リーダー、この方々が柱になってできることを今、指示しておるところであります。そうしますとですね、そういう方が今の人数で到底足りないということでございますので、できるだけこれは募集をかけながら、応募が少なければまだ関心が薄い、多ければ非常にそれはありがたいことなので、そういうことも住民の意識を図るためにも続けてやっていくように指示したいというふうに思っております。

それからもう1点ですね、国のこの法律の中でですね、成果をあげたら評価する制度というのがちょっとありますけれども、これはもう、国保の方がそういうことをやっておりまして、実績を上げたときには調整交付金等をプラスするという手法をこれについてきたかなあというふうに思っています。まあ、

原点入っていくところの私の考えは、やはりこの国の制度設計自体が多少無理があったんではないかなというふうに思います。それで、結局うまくいかなかった国は、それをパンクしかけたので今度は支援1・2を町村の方へ委譲してですよ、それで頑張ったもんにはプラスをあげましょうというのは、ちょっと私から言わせば、国はちょっと理解できない。あるいは自分が政策をうったなら、責任を持って国でやってほしいというのがあるんですけど、町独自でやったことに対してうんぬんというのは分かるんですけど、まあしかし今議員が言われますように、国は法律で決めてくる、やらざるを得ないということですから、できるだけ今度は、私から言わせば職員も実施はしてきたんですけど、今後は分析、今までしたことに対してデータ分析をください。そこで何が問題なのか、今その一端をちょっと申し上げましたが、一番ポイントへですね、絶えず施策をうっていく。今まではいろいろなよその政策とか自分の考え方でやってきたので、それを分析する中でですね、一番矢掛町にあった政策を作り上げていかなければならないということを示したところでございます。

なにぶん、かなり難解な問題ですけれども、非常にありがたい御意見で、現場を見られて、そしてまたいろんな意見の中で提案して下さったということに対しては十分参考にさせていただきながら、できるだけ成果を、目標をもって、大きな目標は最初言いましたように、健康寿命であり介護にお世話にならないというような明るい情報を発しながら皆さんと共有した努力をしなければならないというふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

介護にお世話にならないようなシステム作りをお願いしたわけでございます。その現状を町長さんからお話しいただきました。矢掛町の場合は、幸い地域の方々がいるような団体を通じて活発にやっていたおかげで、数字的には確かに要支援・要介護の方は少ない。しかし、逆に言いますと、その残りの方々が何らかの理由で介護あるいは支援が必要になった時のサポート、これを構築していただきたいという思いから今次質問をさせていただきました。それには、今、町長さんも言及されましたが、要支援1・2の方はこの給付から外されると言う状況、要するに町長さんもおっしゃいましたけれども、サービスから外されたわけです。これを地方分権という言葉で言われたら、これはもうやらざるを得ないと、この状況は非常に担当課長さんもお悩みだと思います。

しかしこれは、好機ととらえて1つ住民のボランティア参加をどんどん募っていただけるような施策をしていただきたいと思っております。これは緩やかでいいと思っております。一足飛びにできることではないと私自身も考えています。新しい総合事業では、運営基準を自治体が決めることができるようになっているわけです。介護予防というくくりで言えば、その範疇は大変広がるわけです。今回は触れることができませんでしたが、日常についても、ある方から“相談窓口は地域包括支援センターなのか社会福祉協議会なのか分からなかった”という少々誤解を含んだお話をお聞きしました。認知症についての介護予防となると、どういうトレーニングが有効なのか、また何歳頃から取り組んだ方がいいのかなど、更に、情報提供等レクチャーの場が必要になってくると私は思います。

そういったことを考えますと、地域包括支援センターの存在意義と活動趣旨を再認識する絶好の機会、タイミングなのではないかと私は思います。社会福祉協議会においても、今後はシルバー人材センターにて訪問介護に参加して下さる町民を募り、町から委託を受けてこの新たな業務にあたるといった仕組みの構築も地域住民が自らの手によるボランティアの実践の1つと考えられます。

そういったことを含め、議会や議員も健康を推進する介護の担い手を育む地域創出の推進と理解を広げる行動に積極的に取り組まなければならない。これこそ“まちづくり”であると一町民、一議員としての見解を最後に申し述べ、私の質問全てを終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 続いて7番，笹井愛子さんお願いします。7番，笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 議席7番，笹井でございます。安心安全，賑わいのまちづくりについて3点質問いたします。

まず，危険場所にある電柱移転について質問いたします。現在，矢掛町は地域活性化のため，核となる矢掛商店街の古民家再生有効活用を初めとする多様な構想で，町づくりが進められています。特に観光活性化は，地域を元気にする源であることから，観光振興に力を入れています。

観光元年が始まって以来，車の事故が度々発生している矢掛商店街中心部にある町家交流館西駐車場入口の電柱に，先々月，福山ナンバーの高級車が追突しました。また先月，元町交譲会館前の電柱に乗用車が衝突し，電柱が折れる事故がありました。このような，滅多に起きない場所での事故は，自己責任と言われますが，町家交流館駐車場での電柱事故は度々発生しているため，自己責任とは言い難いものがあります。加えて電柱の根元には数々の擦り跡がついています。多くの方が車に傷を負っていることが伺えます。

駐車場の西の端と旧綿屋小路の境に新しく側溝がつくられていますが，南北にまっすぐ伸びて電柱に突き当たるところで急に1メートルほどの角切りが施されカーブしています。まっすぐな側溝であれば，工事費も少なく，また水の流れもスムーズになるのではなかろうかと思いました。通行の要の地点にぼつんと立っている電柱はとても不自然な情景です。

昨年2月，地元の方がここで事故をされて，修理代に50万円以上かかったと聞きました。当時その方から電柱移動の依頼があったのではないのでしょうか。電柱移動が未だにできていないのは，それなりの理由があるかと思しますので，お聞かせください。私なりに調査しましたところ，NTTの電柱であることが判明しました。また，土地の所有者の承諾があれば今の場所からの移動は可能だとのことです。東へ7メートルのフェンスの手前もしくは12メートルの駐車場敷地内の端へスライドすれば，とてもすっきりすると思います。電柱も茶色にすれば景観にマッチします。観光事業は，言うまでもなくおもてなしの心と気配りが大事です。来町者に対する配慮のためにも，電柱移動の提案をさせていただきました。

津島課長の御見解をお聞かせください。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは，笹井議員さんの御質問に，道路管理者であります担当課の立場でお答えさせていただきたいと思えます。商店街から国道へ抜ける道の入り口にある柱のことと思いますが，この危険箇所とされる場所について，交通事故等によりまして地元の方から，「危ないから，柱を動かしてほしい。」とかいう要望を今まで受けてございません。また，この危ない柱の移転について，柱があるから交通事故があったとかいうあたりを，矢掛幹部派出所の方からも，報告を今まで受けておりません。また，このNTTの柱でございますが，道路上に立てられている柱ではないというのもここで説明させていただきたいと思えます。

この道路ですが，国道までの間，幅員も2メートル程度と狭小でありまして，西側に水路もあるとい

うことで、危険なために通常は車両等の通行はほとんどないと私は思っております。柱の東側にあります駐車場、これについては、町家交流館の裏の駐車場とつながっていないということで、この利用者の方は、安全にあそこの駐車場に止められているのではないかなど。出入りについても、スムーズにされていると判断いたしております。また、この柱を移転した後を私なりに考えてみますと、通り抜ける車両が増えてくることが予想されまして、駐車場内の事故が起こりうると。また、この行為が、危険な、変則的な交差点をつくるのではないかなあというふうに思っております。

道路管理者としては、今の通行されないようなこの状態の方がよいと判断いたしておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井君。

**○7番（笹井愛子君）** 御回答ありがとうございました。

今、お聞きいたしましたら、これだけ事故が起きているのに、変則的な交差点では、なお、これを電柱を移動すると事故が増えると予想されておられますが、ただいまこのように事故に遭われた方が不平を言っておられます。町の方へ不平を言ってこられるというのも、自分が事故を起こしたのではという気持ちもおありだろうかと思いますが、この電柱の姿は、やはり不自然だと思われまます。お客様が、電柱にぶつかって車に傷を負って、そして「ああ、なんと残念。」と帰られましたら、矢掛町観光活性化の目指している点におきまして、「なんだか矢掛に行くのが。」と思われる方もいらっしゃると思われまます。そういった点で、あの電柱は、今どこの所有者の土地にあるのでしょうか。多分前は、個人名を出して失礼ですけれども、山野さんの土地だったろうかと思われまますが、現在は矢掛町のものでしょうか。そして、矢掛町のものであれば、NTTへもし申請すると容易に移動はかなうと聞いております。1か月前にNTTの方が見に来てくださりまして、いろいろと勉強させていただきました。そういう点で、工事に入りますと、1か月くらいでできるのではなからうかと言っておられました。私は、あそこに電柱がないほうが事故は少ないと思われまますが、その点をもう1度御検討くださりまして、よろしく願いいたします。

この質問は、これで終わりとさせていただきます、次に防災景観安全のための無電柱化について質問いたします。

前回、防災と景観のための無電柱化について質問させていただきましたが、御答弁の中に否定的な発言が多く、また誤解を招く箇所がありましたので、改めて質問させていただきます。

御答弁の中で、「議員さん御承知のことと思われまますが、無電柱化は道路に歩道があることが大前提。」と指摘されました。地域の御要望を代弁する者として、私なりに前もって調べたうえで質問させていただいております。無電柱化をするにあたり、道路に歩道があることが大前提であるということは、聞いたことがありませんでしたので、早速、国土交通省に確認しましたところ、「条例では大前提となっていない。」とのことでした。また、確認のため、平成21年に電線類地中化を実現された勝山に行ってきました。道路には、歩道はありませんでした。課長の発言された趣旨は定かではありませんが、トランス器具の設置のために言われたのか、あるいは共同溝の場合において、歩道があれば容易であるとの判断で言われたのか分かりませんが、無電柱化の工法は自治体管路方式もありますので、歩道があることが大前提とは言えまます。

勝山振興局にお寄りして、無電柱化に至るまでの経緯・規定・工事費・観光客動向など、さまざまなことをお尋ねしました。3人の職員の方が親切に対応してくださいました。勝山は平成16年無電柱化

推進計画に基づき、ガイドラインに沿って進めてこられました。当時、勝山町の人口は7,000人で、よく勇断されたと思います。

国土交通省の無電柱化については、当初、主に大規模な商業地域の町の顔になるような通りの整備を進めてきましたが、近年では地域活性化や高齢化など社会ニーズが多様化してきたことから、中規模商業系地域や住居系地域、主要幹線道路における実施に加え、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興地域活動等に資する箇所においても無電柱化を実施しています。

さて、課長の御答弁の中で、矢掛町は無電柱化に関しては他の自治体と比べて進んでいると判断されています。かつてNTTが防災景観のための無電柱化に対する意識調査をされています。多くの自治体が必要と答えておられ、矢掛町は意思表示がなかったと元NTT職員から聞きました。また、平成20年6月、住民団体が町と県に要望書を出され、県土木部のマル秘文書の返事によれば、“矢掛町は財政的に厳しいので、地中化はしない方針を出している経緯があるが、今後、矢掛町から事業化に向けて具体的な協議があれば県も国庫補助の採択に向けて支援をしていきたい”と書かれてあります。こうした過去をふまえ、現在は他の自治体と比べて進んでいるとのことで大変嬉しく思っています。

そこで、どの点が他の自治体より進んでいるのかお尋ねいたします。また、国土交通省の関係者を交えて構想を言及されておられるとのことですが、どこまで進めておられるのか内容を具体的にお教えください。

4月に中電技術コンサルタント会社に依頼され、無電柱化に関するアンケート調査をされておられますが、地元住民団体では以前から無電柱化に関する講習会や研修をされておられ、平成20年9月、町並み景観に関する意識アンケートを実施されました。電柱・電線の景観について回答者417人のうち、346人、83パーセントの方が電線整理を要望されています。また、平成23年の無電柱化についてのアンケートでは、68パーセントの方が必要とされています。勝山の資料、県のマル秘文書、アンケート集計表をお渡ししていますので、参考にさせていただけたらと思います。

無電柱化について、前回の御答弁ではデメリットを強調されておられました。その1つに防犯上の監視カメラの設置にあたり電柱があると経費節減になると言われましたが、電柱に設置するのは不適切で、現存する街路灯・防犯灯の柱を活用するのが適切ではないでしょうか。メリットとしては、災害に強い、資産価値の向上、景観向上、バリアフリー、電磁波軽減、防犯効果などが挙げられます。安全で快適、価値あるまちづくりのため、電線類地中化は必要です。先にお尋ねしました、他の自治体と比べ矢掛町が進んでいると判断されておられる点と、国土交通省の関係者を交えての構想をどこまで言及され、進められているのか、具体的にお教えください。よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、笹井議員さんの御質問にお答えをいたします。2点の御質問であったと思います。

1点目の他の自治体と比べて進んでいると判断している点でございますが、これについては過去のことは認識しておりませんが、無電柱化方式については数多くあります。その中でこの手法等をワーキンググループのメンバーに国土交通省、岡山県の職員にも加わっていただきまして、手法及び低コストについても調査・研究しているというあたりをもって、私は他の自治体より進んでおるといふふうに申し上げたところでございます。

2点目の構想はどこまで進んでいるのかですが、3月の議会でも説明させていただいたと思うんです

が、この構想の事業委託については、無電柱化について市街地で可能かどうか、可能であるならばどのような手法になるかを調査業務等しているというふうに説明させていただいたと思います。その後の経過でございますが、このワーキンググループで無電柱化の整備の手法の検討の中で問題になりましたのは、まず先ほど議員さんが言われておる歩道が無い道路というあたりと、官民境界に深い排水路が整備されておるといふあたり、また、間口の狭い建物が矢掛町では密集していて引き込みの口数が非常に多いということでもございました。

また、対象であります市街地中央線の延長も長く、路線に平行した裏道がないと。道沿いの軒先が明治、大正、昭和等の建物が混在して軒先が揃ってないということから裏配線でありますとか、軒先配線の手法は削除されていきました。問題に対する対策として、路上機器の設置の想定でありますとか、水路の問題、これにつきまして引き込みの問題等については技術的な問題は解決できると判断されました。

矢掛町で想定されます整備手法としては、現況の歩道が無いままであれば全額要請者負担自治体管路方式、片側でも歩道整備が可能となることがあれば電線共同溝方式が考えられることとなります。事業費負担において矢掛町としましては、全額要請者負担方式の場合には、あまりにも負担が大きいことから別の方式での整備合意に期待することとなります。電線共同溝方式の条件となる歩道に関しては、道路法に適合することが条件となりまして、方法は考えられますが、現況のままでは、まだまだ検討調整等が大きな課題となりました。

また、低コスト手法については全国的に検討が始まったばかりでありまして、矢掛では現在は大きな軽減は望めないという結果でございます。東日本の電力会社では、管路材の安価な材料の検討でありますとか、地上機器についても現状の大きな機器から小型化でありますとか、機材の埋設化等にも取り組んでいるというあたりを国土交通省の方からも情報をいただいております。これについては、国とか電線管理者の技術の進展に今後、期待したいと思っております。

よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御回答ありがとうございました。

お聞きすれば、いろいろと難しいということになりますが、無電柱化をされておられるおおかたの場所が道は狭いし、いろいろな困難を克服されまして、いろいろな方法をもって実現されてこられたのであろうかと思えます。全額を町が担う、例えば勝山のことでございますけれども、町で担うその決断をされたときに、何かいい方法はないかと思っております。いろいろな他の工事なんかと合体いたしまして、結局、国の方から40パーセントのお金をいただいて、補助金をいただいて無電柱化を完成されたそうでございます。

どうぞ、情熱をもちまして、できるだけ早く無電柱化が成功いたしますように心よりお願いいたします。この質問は終わります。

それでは、3番目の質問に移ります。すみません。もう1つ大事な事を忘れておりました。

再質問といたしまして、地域住民の生命を守り、先人たちから預かっている貴重な歴史的町並みを有効に活用し、後世に残していく義務が私たちにはあります。近い将来、必ず起きると言われている南海トラフ大地震に対抗する保全対策としても無電柱化は必要です。

そこで、課長のお考えをお尋ねします。よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 笹井議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんは、無電柱化は必要ですと、担当課長はどうかということでございますので、私のほうは先ほども申し上げましたんですが、無電柱化を考えるとときには、電線管理者との関係が一番ということで、その電線管理者の全社との合意形成が必要だということがございます。そして、沿線住民の協力と町民の方々の御理解ですね。後は、当然財源の確保も問題になると思います。このあらゆる問題が調整解決できない限りは、進めるような事業ではないと私は考えております。

よろしくをお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井君。

**○7番（笹井愛子君）** 南海トラフ、いつ来るか分からないから恐ろしいのです。来てからでは遅いのです。私は、早急に無電柱化を進めていただきたいと再び申し上げて、この質問は終わりいたします。

第3問目、道の駅構想について質問いたします。

道の駅が誕生して45年、全国には現在1,110、岡山県には16の道の駅があります。これらの道の駅は郊外型が多く、大型スーパーと同様、地方の商店に大きなダメージを与え、小売店など衰退の一途をたどってきました。しかし、矢掛の商店街は、今なお地域に密着した商店が72軒、軒を連ねて商いをされています。このことは、かつて矢掛町が在郷町であり、宿場町であり、学園町で栄えたことが大きく影響していると考えられます。地方の田舎町でこれほど多くの商店が現存していることは、全国でも珍しいと言われています。本陣・脇本陣と同様、矢掛町の誇りと思っています。

しかし、経済機構の変化と高齢化が進み、商いを続けていくことが困難となっている現在、市街地型道の駅という構想を打ち出され、地域の皆さんが大いに期待しておられます。期待にお答えできる道の駅を実現するため、1、2提案させていただきます。

以前、中国建設弘済会の参与をされておられ、中国地区道の駅事務局の所長を務められた方から概要をお聞きしたことがあります。基本コンセプトは、“休憩機能”として24時間無料で利用できる駐車場、トイレ、そして“情報発信機能”として道路情報、地域の観光情報、また“地域連携機能”として文化教養施設、観光レクリエーション施設等があることです。

道の駅と言えば、地元特産物や当地グルメが主流と言われていますが、個性豊かで賑わいのあること、1日楽しめ、子どもの遊び場、農業体験、近隣ツアーなど、多彩になっています。

矢掛町は、町並みを活かしたオンリーワンの道の駅を創造されておられます。そのため、最大の課題となる商店街に誘導するための策が必要と思いますが、その構想をお聞かせください。どのような構成で進めておられるのか分かりませんが、長年まちづくりに関わってこられた団体、あるいは矢掛町を知り尽くされた住民、また高校生、矢高ビジネス科など広い意見・発想を聞く組織を作り、参考にされてはいかがでしょうか。市街地の道の駅にあつては、矢掛商店街の中央に位置する町家交流館を基地にすることで、本陣・脇本陣が東西にあり、町並み全体が賑わうこととなります。また、ポケットパーク広場から続く旧マルナカまでの街道と旧マルナカ駐車場・建物を活用して地元特産品、当地グルメ、子どもの遊び場、近隣ツアーの発着拠点にするのが理想と考えます。御検討ください。

国道で400番以上の号線は、以前県道であったことから、矢掛町の486号線は県が道路管理者になっていますので、駐車場について県に相談され、答申があったとの答弁をお聞きしています。それに伴い、最終登録手続は国土交通省に申請することになっているため、内容を十分検討する必要があると思われ

ます。事業は、経済効果目標に伴った設計をすることが基本と言われてはいますが、経済効果目標はいくらに設定されておられるのか、お尋ねします。

また、管理運営手法についてお尋ねします。公設民営方式を考えておられるのでしょうか、矢掛の賑わいを蘇らせる目的で平成25年に設立した株式会社やかげ宿で運営することが最適と考えます。

以上、提案と質問をさせていただきました。5つの提案と質問に対し、御答弁をお願いします。

よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、笹井議員さんの御質問に、道の駅の建設に関わります担当課として、5つの提案と質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目にあります市街地に誘導するための策についてということでございますが、道の駅の構想の中で考えておりますのは、観光総合案内として町並みへの観光エリアゲートウェイということで、ICTの活用とポイントシステム等によって買物誘導ができないだろうかとか、飲食情報でありますとかイベント情報、町並みガイド等を受け付けるようなことサービスを構想に入れて考えております。

実際、どのようなことが町並み観光エリアと一体になるようになるかは、商店主さんでありますとか地域住民の方と連携したソフト対策をこれから研究してまいりたいと考えております。

2点目の幅広い意見を聞く組織づくりということでございますが、道の駅の管理運営については、商工会、観光案内関係者、事業者及び町職員で組織した“道の駅活性化検討会”を立ち上げて、皆さんから意見をお聞きしているところでございます。議員さんの幅広い方からの意見等についてということでございますが、この活性化検討会の中でもいろいろな方々から意見をいただいて、丸ごと道の駅の構想を地域の皆さんとともに成功させようじゃないかということも話が出ております。まあ、直接検討会でお聞きできるかどうかは分かりませんが、何らかの方法で多くの方々から斬新な御意見をいただくような機会を作っていきたいというふうに考えております。

3点目、交流館を基地とすると同時にマルナカの跡地の活用ということでございます。古民家再生による町家交流館は担当課としても観光の基地というふうに考えております。旧マルナカまでの街道でございますが、ポケットパークについては株式会社やかげ宿さんが定期的に、日曜日でありますとかイベントをされております。このポケットパークの利用については、建設課に御相談いただければその都度対応させていただきたいと思っておりますし、旧マルナカの駐車場でありますとか建物の利用でございますが、駐車場については町で借りております。また、建物は企業の所有でございますので、私から回答をどうのこうのということとはできないということでございます。

4点目の経済効果目標の数値ということがございますが、この道の駅の設計の関係で、目標数値はございませんが、本町の6次振興計画で、平成32年度の年間宿泊数を1万人、年間日帰り観光客数を8万人と目標指標を出しております。この目標数値と岡山県の観光課が出しております平成28年度の岡山県内の宿泊旅行者の宿泊費でありますとか、そういう調査データでそれを照らし合わせますと、宿泊者の宿泊費用は1人あたり21,439円、日帰り客の消費金額は6,120円ということ引用して経済効果を算出してみますと、宿泊者、日帰り観光客あわせまして直接経済効果は7億399万円で地域全体の効果を見ますと、この数倍が期待されるのではないかと思います。

5点目の株式会社やかげ宿さんが運営するというところでございますが、道の駅の管理運営については、当然、建設課のほうが運営できるものではないと思っておりますし、国についても同様の意見を聞いた

ことがございます。道の駅活性化検討会で、管理運営者についてベストな管理者がどのようなところかを研究してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** いろいろな角度からの御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

商店が潤い、地域全体が活性化する、まるごと道の駅の実現を心から願っています。

米沢藩主、上杉鷹山の言葉に、“なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬ成りけり”という名言があります。無電柱化におきましては優先順位を上げ、スピード感を持って生命・財産を守る。これを実現していただけることを期待して、全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。

ここで15分程度休憩いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、土田正雄君お願いします。3番、土田君。

**○3番（土田正雄君）** 議席3番の土田でございます。大型車両の通行による安全確保について質問を行います。

矢掛町育成牧場の一角に大黒天物産の出資会社“瀬戸内メイプルファーム”が4月から運営を開始しております。牧場施設の内容は、搾乳牛舎3棟、乾乳牛舎1棟、堆肥舎1棟など、敷地面積約2ヘクタールに飼養頭数1,000頭の計画で事業を進めております。

3月26日の現地説明会で、運送車両は牛舎へのおから、ビール粕、乾草、配合飼料、おが粉等の搬入に10トントラック数台が宇角地内の道路を1日1～2往復し、その後、牛乳の搬出に1日2～3往復する計画であると説明がありました。説明会で、地元住民の方から「大型車両の通行に関して安全確保はどうなるのか。」といった質問があり、大黒天からは「運送業者に、車両運行に関する注意事項について周知します。」という説明がありました。午前8時10分までは緊急時の車両以外は通行しないということですが、宇角橋から東の町道平宇角線につきましては、幅員も狭く、カーブもきつく、とても10トン車両が安全に通行できる道路とは思えません。地元住民の生活道を利用しての資材搬入は、仕方のないことと思えますが、事故があつてからでは遅いと思えます。

そこで、町道平宇角線の改良計画について担当課のお考えをお尋ねします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、土田議員さんの御質問にお答えいたします。

大型車両の通行による安全確保についてということで、議員さんが申されましたとおり、瀬戸内メイプルファームでは関係運送業者へ地域住民の安心・安全を最優先として安全運転に努めるように業者へ周知していると聞いております。

運送事業への遵守項目では、午前8時10分前までの通学・通勤時には原則通行しない。地元の車を最優先する。歩行者とのすれ違いは、最徐行して細心の注意を払うと。また、この事業者が違反した場

合には、出入り禁止の措置を取ることで地元自治会へ説明し、承諾を得ているというふうに聞いております。

昨年度の、造成及び牛舎の建設中にも数多くの大型車が通行してまいりました。この際にも、関係者への地元優先ということで、交通規制をお願いし、何事もなく無事に事業完成したという運びになったということでございます。工事中の交通のデータを見てみますと、1日最大28台の大型車が通行したという記録が残っております。

瀬戸内メイプルファームの事業計画では、大型車の最大日交通は9往復程度と聞いておりますので、工事期間中の大型車の通行よりは少ない状況だというふうに思います。

この他、県道市場青木線においても随時改良が進んでおりますし、完成後には相当量の車両の通行が東三成側へ移るのではということ、平宇角線の車両の方も減少ということが期待ができます。

また、メイプルファームは矢掛へ進出した企業でございますが、3月に行いました地元説明会でも、地元の地域活動等にも積極的に参加したい旨の発言もされておりました。地域住民と事業者が互いにゆずり合い、交通ルールを守ることで信頼関係ができ、事故等も無く地域の人と企業とが良好な関係を築き上げられるのではないかと考えております。

今の段階では、幅員の改良とかは考えておりません。地元自治会からの要望があります舗装改良で対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 回答ありがとうございました。

牧場の造成、また、牧舎の建設工事中多くの大型車が通行したにも関わらず、地元優先の交通規制により、交通事故など何事もなく事業が完成したとのことでございますが、今後は、大型車と言っても長さが11メートルから12メートルあるようなセミトレーラーが通行するようになると思いますので、そのセミトレが安全に通行できるような幅員を平宇角線が確保しているというふうには思えません。

そこで、2点について再質問をさせていただきます。

まず1点目は、県道市場青木線の改良工事が進んでおり、完成後は宇角地内を通行する車両が減少するというところでございますが、東三成の土井地内の県道市場青木線に一部未改良部分が残っており、大型車両が通行するには危険な状態ではないかと思っております。そこで、今後の改良はどういうふうに対応するのかお尋ねをいたします。

2点目は、先ほどの平宇角線のことでございますが、自治会などから部分改良や待避所についての、もし要望があった場合、対応する考えがあるのかどうか、この2点についてお尋ねをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、土田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の県道青木市場線の改良状況でございますが、本年度、水車の里の入り口の狭い部分があります。この家屋について、用地買収すると県から聞いております。この部分が抜けると、水車の里の上側にあります門扉、あのあたりまでは広くなると。それから先については、今現在、測量・設計をしているということを聞いておりますし、今度は山になってくるということで、工事費もかかりませんので、早い間に開通するのではないかなというふうに私どもは期待をいたしておるところでございます。

次に、待避所でございますが、今現在、メイプルファームの牛の頭数が200頭ということを知っておりまして、事業計画の1,000頭にするには1年先というふうに聞いております。その1年後の状況で、

住民と企業との互いのルールを守るなかでも不測ということが起こるようであれば、その時には、その時にならないと考えられないということで、その時までお待ちいただきたいというふうに思います。

その時になって、どのような状況になるかということの中で判断をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 1点、東三成の土井地内の県道の未改良部分の回答がなかったと思うので、これについて再度お願いします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、先ほど落ち度がありました土井の部分でございますが、県の方も用地買収にはお伺いするということがございますし、地元、ちょうどそばに土田議員さんの関係の方もお住まいでございますので、議員さんのお力をよろしくお願いいたします、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** いずれにしても、改良計画までに複数年かかると思っておりますので、地元住民の方が安心して生活できるように対応していただくことをお願いしまして質問を終わります。

続きまして、中山間地域総合整備事業についての質問を行います。内容としましては、ほ場整備区域の拡大についての質問でございます。

この事業につきましては、平成26年12月3日に、ほ場整備を要望している町内6地区の関係者の方に説明がございました。内容といたしましては、事業は平成27年から5か年間で整備し、事業主体は岡山県になり、12月中に地権者の同意をとり、1月～3月までに地元の組織作りを行なってほしいといった説明がございました。

上高末地区については、平成27年8月20日に地元関係者50名の方に集まっていただき、県民局から今後の予定や営農形態についての説明がありました。区域につきましては、同意が得られている15ヘクタールで事業認可を受け、追加の奥田・土井地区の3ヘクタールについては、事業認可後区域拡大を行うということでスタートいたしました。その後、2地区の地権者の同意を得まして、28年度に町に同意書を提出いたしております。

そこで、29年度には工事に着手している地区もあり、今後の区域拡大及び事業の変更認可について、担当課のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 土田議員さんのほ場整備地域の拡大の御質問にお答えをいたします。

県事業であります中山間総合整備事業では、採択基準であります受益面積が60ヘクタール以上とされております。その中で、矢掛町の事業計画は60.8ヘクタールと事業基準ぎりぎり計画を立てております。

道路・水路につきましては、受益面積には変更ございませんが、6地区で計画されましたほ場整備事業では、計画面積を44ヘクタールで進めておりましたが、上高末地区も同様ですが、各地区ともに実施になりまして換地計画を進めるなかで事業への辞退者が出て来るということで、現段階では計画面積に約2ヘクタールが減少していると県の方で聞いております。

この様な状況ですから、既に採択基準の60ヘクタールを下回っており、このまま事業を進めると補助事業に該当せずに補助金の返還等にもなりかねません。この様な事態になりますと町としても困りま

すので、必要な面積は確保したいと考えております。

県道沿いの場所については、美山川の幹線水路も埋設されております。平地でありますので、計画をすることとして進めております。

また、町道沿いの場所については現地も確認しましたが、ほ場整備の道路要件であります最急勾配が12パーセントという条件でありますとか、ひとつの団地内で歯抜けのような状態ではなく全筆の同意がないと事業の効果等も出ないというふうに県からも聞いております。

事業効率等も鑑みながら、事業実施いたします岡山県と協議をしたいというふうに思います。

ほ場整備事業は、できる所だけをするのではなく、できない土地にも同等の権利もございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 追加の県道沿いの箇所については、区域を拡大するという事で計画を進めておるといことです。

また、ほ場整備事業はできる場所だけするのではなくて、できない土地にも同等の権利があるという回答をいただきましたが、土井地区についても連絡が取れない1名の方を除いて、他は全筆同意をいただいております。今後、岡山県と協議するという事でございますが、早い時期に現地で具体的に地元関係者と協議をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（江尻健二君）** 次に2番、川上淳司君お願いします。2番、川上君。

**○2番（川上淳司君）** 失礼します。議席2番の川上淳司です。通告により質問させていただきます。

質問としましては、昨年度チャレンジ予算に乗りました遠隔授業システムについてであります。

せっかく予算計上されたものですが、その後、今年度予算には乗っていませんので、今後の状況について説明をしていただきたい。そして、遠隔授業システムの導入についてどのように今後、考えられていくかという部分と、最後に、今年度回数を増やした合同授業と遠隔授業システムの比較をするとどのように変わってくるかという、以上3点の質問をさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 2番、川上議員さんからの、遠隔授業システムの導入についての御質問に関しまして、教育課からお答えをいたします。

遠隔授業システムは、ICT、すなわち情報通信技術を活用し、複数の拠点をネットワークで結び、離れていても同じ場所で学習するのと同じような環境を実現するシステムです。大人数で授業を受ける機会が少ない小規模校での導入に効果があると言われております。

昨年度、文部科学省や内閣府の補助金を財源として見込み、システムの導入経費を予算計上いたしました。しかし、補助の採択には至らず、導入は見送りました。そして今年度、遠隔授業システムの選択肢も残しながら、それに代わる他の方法の実施を模索・検討いたしました。そこで、これまでも行われていた合同授業のより一層の拡充で対応する方針にいたしました。

平成22年度の4年生を皮切りに、今では3年生以上の学年に対して、国語、英語、体育、音楽などの教科を中心に合同授業を実施しており、他にもある程度の規模の集団の中で社会性を養うべく、社会科学見学、海の学習、修学旅行も合同で行なっております。今年度は、それに加えて2校ずつの合同授業を1学期と3学期に1回ずつ、1日5時間みっちり時間をかけて行う予定にしております。子どもたちが切磋琢磨し、また、他校の児童との交流を深める効果も期待しております。

合同授業と遠隔授業システムの比較でございますが、合同授業の良さは、他校の児童同士が直接面と向かって交流ができる、また多くの費用を要しない、といった点が挙げられます。逆に、他校への移動のための時間を確保する必要があります。遠隔授業システムについては、移動なしに必要な時に活用できるというメリットがあります。一方で費用が多くかかる、また、システムを使いこなせる人的資質の問題といった点が課題となります。

当然、経費の額だけで良し悪しを論じることはできませんが、参考までに費用の面から申しますと、合同授業の拡大による費用は、バスの借り上げ料が約50万円、遠隔授業システムを7校全部に導入する費用は、ハード部分で約3,700万円が見込まれます。

来年度以降につきましては、合同授業の拡大、遠隔授業システムの導入、それぞれの効果を十分見極めて、子どもたちに、真によい教育環境を与えることを目標に方策を検討していきたいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** ありがとうございます。

再質問させていただきます。

確かに、費用面を比べてみますと費用差があるように思いますが、実際の利用回数で比較するべきだと思います。

当然のことながら、ICTを利用することによって便利なことは歴然だと思いますし、バスの移動リスク、そしてバスの移動時間を考えれば、遠隔授業システムを活用することの方が効率的ではないかと考えられます。まして、小学校を地域の核と考えられている現状では、遠隔授業システムに投資することは必要と考えます。

また、ネットワークが完成している現状での各小学校同士のコミュニケーションを図れるツールを早急に整備していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 再質問についてお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、導入するとしたら大きな効果も期待できます。一方、ハード面以外にも、ICT支援員の人件費、また翌年度以降にもかかる経費、いわゆるランニングコストもある程度の額が必要になってきます。合同授業のメリット、デメリットと合わせて、方法についてはいろいろな角度から今後も考えていきたいと思っております。

遠隔授業システムについての御意見は、貴重な提言として受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** 御回答ありがとうございます。

確かに、システムを導入することによって、以後のメンテナンス等にも費用はかかってまいります。しかしながら、教育長もおっしゃっておりますように、小学校は地域の核であるといつもおっしゃっておりますので、核にとって必要なものは整備して、また、地域間の距離を縮めることが重要だと考えます。今後、無駄な投資ではなく、子どもたちのことを考えた投資を有効にされることを期待し、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に8番，萩野清治君お願いします。8番，萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 議席8番の萩野清治です。通告に従い，国民健康保険の県営移管の準備状況について質問をいたします。

この質問については，平成28年3月議会でも関連質問をしていますが，1つは，国は2018年度から国保の運営主体を市町村から県へ移管を決めて，今，県で準備が進められています。去る5月11日には，県の国民健康保険運営協議会が開催されていますが，県の方針では，11月中には各市町村ごとの標準保険料率を含めた基本方針を策定し，年明けには各市町村に示すとされていますが，これでは非常に遅いのではないかと，特に県へ標準保険料率の策定・公表を早期にするよう強く求めていただきたいと思えます。

2つ目は，矢掛町の国保の運営状況，医療費は他市町と比べて一番高い状況にあります。保険税は逆に全体として低い。今の，国の制度改正の狙いが医療費抑制にあると言われており，特に矢掛町の場合，国保税が大幅に上がるのではないかと心配しています。もし仮に，大幅な増税になるような標準保険料率が示された場合の矢掛町としての対応について，町のお考えをお聞きしたいと思えます。

よろしく願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 8番，萩野議員さんの御質問の1点目，国民健康保険県営移管の各自治体への説明はどの程度されているのかについてお答えします。

まず，制度改革の概要でございますが，先の議会にてお答えした内容と同様で重複することになりますが，国民健康保険の財政運営が平成30年度から岡山県に移管し，各市町村は医療費の支払いに必要な金額を県に納付する仕組みとなります。また，先の4月25日に開催された，今年度第1回岡山県国民健康保険運営方針等連携会議の中で，11月に運営方針が決定・公表されることと，スケジュールが示された内容でございます。また，標準保険料率の公表は，1月になると岡山県からお聞きしておりますので，よろしく願いいたします。

国保全体を通して，会議のあるたびに早く方針を出すように岡山県へお願いしているところではございますが，引き続き岡山県へ強くお願いをしていきたいと思えますので，よろしく願いいたします。

平成30年度の納付金額につきましては，1月に岡山県から提示されるとお聞きしております。先程も申し上げましたが，会議のたびに具体的な納付金額の提示を求めています。まだ提示がございません。町といたしましては，岡山県から今後提示されます納付金に基づきまして，国民健康保険税の額の算定につきましては，矢掛町国民健康保険運営協議会にお諮りいたしまして，慎重に，慎重に検討して参りたいと考えておりますので，よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 今，町民課長のほうから県営移管の問題について御答弁をいただきました。

1点目につきましては，今まで新聞等でも公表されている通りですが，他府県の場合なんかの例で言いますと，正式の公表というのはなかなか遅れているような状況ですけれども，内々と言いますか，非公式の内示のようなものがあつたところもあるように聞いておりますが，そのあたり，県との接触の中でどうだったのかというふうなことについて再質問というふうなことにさせていただきたいと思えますし，それから，県に対しまして，大幅な保険税の値上げにならないよう，そして早期公表を引き続き強く要望していただきたいというのが1点目の再質問ということにさせていただきたいと思えます。

それから2点目は、国民健康保険は、問題点としまして今までも申し上げておりますように、自営業者や年金生活者、非正規社員などが多く加入してきておるといのが今の現状になっておるとして、一世帯あたりの所得も非常に低く、加入者の減少もあつたりして、国保財政が赤字の自治体が非常に多くなつておると。そして、全国的にも一般会計からの繰り入れでしのいできたのが現状だというふうに思います。特に、小規模自治体では、単独での運営が困難という中で、国の方が今回、3,400億円というふうな財政支援を行なつて、今回の都道府県への運営主体の移管を決めたというふうな経過であります。

しかし、国の財政支援は、全国的にみれば繰入金額の半額程度といわれており、今までの国庫負担金の減額などから、国が言う財政運営の改善にはほど遠い状況だというふうに思います。特に、医療費が高い中、独自の繰り入れで保険税を軽減している自治体に対しては、医療費の抑制、保険税の軽減・解消、保険料アップの圧力が一層強くなつてくるのではないかと予想されています。現に、短期保険証でありますとか、資格証明書の交付増、税の徴収強化などが全国的には強まつておるといのが状況だというふうに思つております。

現在、標準保険料率を試算している県では、軒並に保険税が大幅にアップするということが予測されておるといふです。岡山県の場合、先ほども説明がありましたように、まだ公表されていないので分かりませんが、矢掛町の場合、医療費の状況でありますとか、今までの国保税の状況から大幅アップの可能性が大きいのではないかと懸念をしております。

県が来年になつて標準保険料を示してから町の保険税の税率等を改正していく、そして当然、先ほどもありましたように国保運営協議会に諮つて決定する、これは当然の順序ではありますが、県が示した保険料率が高く、大幅な増税になつては、町民としてはたいへんな事になるわけなんでありまして、そういったことをぜひ避けていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨であります。

矢掛町の場合、支払準備基金の繰り入れ等をやりながら、過去10年間にわたつて国保税を抑えてきたというふうなことでありますが、これが一気にひっくりかえつて大幅な増税ということは、町民にとつては耐え難いようなことにならうかと思ひます。

大幅引き上げをしないためには、健康増進でありますとか、当然、健康寿命の増進でありますとか、収納率の向上は当然であります、一般会計からの繰り入れ、あるいは支払準備基金を強化する、積み増しをする、こういったこと以外にはないと思ひますが、町長のお考えをぜひお聞かせをいただきたいというふうに思つております。

国保そのものにつきましては、国民皆保険制度の砦でありますし、社会保障及び国民健康保険の向上・増進に寄与すると、こういう目的からして、どうしても守つていかなければならないというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 先ほど萩野議員さんから出た内容につきまして、再質問、内示のようなものがあつたかというところですが、具体的には、まだ県のほうから提示はございません。2点目の、県の方への引き続きの要望でございますが、これは引き続き早期にいろいろと資料をいただくように強く要望してまいりたいと思ひます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 萩野議員の国保税に対する非常に熱心な御質問を度々していただきまして、たいへん御苦勞様でございます。

もう質問から言わせば、もう議員の言われる通りでございます。今、回答がありましたように、この土俵がですね、岡山県国民健康保険運営方針等連携会議という中で論議されておる。それがまあ、外に出ておるんだろうというふうに思います。県がスケジュールを作っておりますので、それは粛々とそれを進めてくるだろうというふうに思いますが、お互い市町村、まあ私も首長からすれば、非常に遅いというのは違わないというふうに思います。まだ課長の時点で議員さんが予測される内示等もないというふうに言っていますが、私自身も他の町村長もいらしているのは実態です。今度はですね、町村会としてですね、ある意味では担当部長等呼んでですね、話を聞くということもあろうかと思いますが、積極的にデータの提出をどのようになるのかを求めていきたいというふうに思います。それと同時に、職員の方にもですね、ある程度予測されることを町内部でも検討する必要があるんじゃないかということ今、指示しているところでございます。

それからもう1つは、今言われますこの、今まで私が言い続けてきた国保税をここまで上げないということまでしてきたことが基金の貯めとるなかで処理できて、ぎりぎりまできたんですけれども、こういうかたちになったときに初めてですね、高く評価をしてほしい気がいたします。一番高い医療費で一番安い税金を納めてきた、私がやった11年間であります。これはもう、常識的には考えられない。まあだいたい並行したのが当たり前というその歪がですね、今回、来る可能性があるだろうというのは議員さんも私も同感であります。

そこで、ならどうするかということに関しては、みんな想像でありますので、やはり県の方から方針が定められ、それを分析してですね、そこから知恵を出していくというふうになろうかと思えます。

推測して議員さんから言わせば、当然、低所得者に対しては、かなり国の方も意識しながら政策をうってきておるということでございますので、その点は逆にお互いの裁量権でなしにですね、国の方で対応してくる内容だろうというふうに思っております。

何はともあれ、今の段階でこれ以上話す材料はありませんが、議員が言われる趣旨のところ、ここは十分頭に受け止めながらですね、ただ、歪については明らかに心配はしております。それはもう原則的に町民の方もですね、今までが一番高い医療費で一番安くしてきたマジックのように思いますけども、これは、この制度を一生懸命職員も考えた、そしてまた徴収についてもですね、納税者の方が理解されたという足跡だろうと思いますし、やはり適正な健康づくりもやってきたんであります。現実には今、そういう状態にあります。

ここで、この内容等も明らかになってまいりますので、データが揃った時点ではですね、当然今、国保運協と言ってますけれども、これは多分、議会とも事前に報告なりしていかなければならない案件だし、知恵も借していただかなければならない案件かなとは思っております。

なにはともあれ、全力で頑張ってますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長の方から熱い思いをお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの回答の中でもありましたように、本当に10年間医療費が県下でも一番高い状況の中で、国保税を全体として抑えてきたということにつきましては、私自身も高く評価しております。それだけに、今回の、国の方が制度改正というふうに銘打ってやった中で逆の結果が出たのでは、というふうな心配もいたしております。町村会を通じての要望でありますとか、いろんな町長としての手を打ってきたいというふうなことでありますので、今後、そういったことに期待をいたしまして、また県の方の

方針が出た段階でいろいろとまた議論をさせていただきたいと思います。

これで全体として質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に4番，浅野毅君お願いします。4番，浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 議席4番の浅野でございます。

私は，道の駅開設に伴う道路・弦橋の整備について，ということと，毎戸遺跡の案内板についてをお願いを2点させていただきます。

まず，道の駅開設に伴う弦橋の整備について，今，道の駅はですね，元町交差点の東西のエリアに開業予定で準備が進められております。それに伴い，一般国道486号線と県道64号の交差点，元町付近が特に開設されますと交通渋滞が予想されます。

現状でも通勤時には，64号は鴨方から矢掛に向かった弦橋のところですが，64号は信号を数回待たなければ通過できない状態になっております。486号は国道であり，県の備中県民局の管理でございます。また，64号は県道であり，管理者は備中県民局の井笠地域事務所であります。

町は，道路の直接の管理者ではございませんが，しかしながら，地域住民にとっては大きな関心ごとであります。町としてどのような対策を計画されておるのか，建設課長にお伺いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 浅野議員さんの御質問にお答えをいたします。

議員さんが申されましたように，国道486号と県道矢掛寄島線については，備中県民局井笠地域事務所が管理しておると。道の駅の関係で，私どもが知り得る情報範囲でお答えをしたいと思います。

道の駅の予定地は，国道と駐車場が平行しております。その関係で，道路管理者であります井笠地域事務所は交通関係の機関であります岡山県警の交通部交通規制課と駐車場への出入りでありますとか，交差点の協議を行なったと聞いております。

486号につきましては，将来的に交通量も増えると予想されるということで，大型車の駐車場，それと交差点には右折レーンを設けるということで，交通渋滞がないように計画しておると。

議員さん言われました浅口方面からの弦橋については，将来的に交通量は変わらないということで現状のまま聞いております。

弦橋は県の施設でございますので，町がどうのこうのするというような対応はできないということになります。町ができる交通対策といたしましては，井原署及び関係団体との協議になりましようが，町道弦橋元町線の交通の規制とかいう問題，後は交通量によって井原署の方へお願いすることになります。信号機の時間設定等の変更等が考えられると思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** いろいろ対策をお聞かせいただきました。右折レーンを作るというお話ですが，これをもうちょっと具体的に，486号へどういうふうな感じでお作りになるか，ちょっとすいません。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 浅野議員さんの再質問ということで，右折レーンをどのようにということでございますが，西側につきましては，右折ということですから浅口方面，弦橋の方へ曲がるということ。東側から考えますと，交差点，元町の方へ入っていくところに右折レーンを設けると，大型駐車場を東側へ予定しておりますので，その大型駐車場へ入る右折レーンも計画しているということ。で

ざいます。よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

これから、そういういろんな混雑も予想されますので、十分なことです。よろしく願いいたします。

それから、2番目の質問をさせていただきます。毎戸遺跡の案内板についてということで、これはです、27年の3月議会で小田の駅家の文化財の指定についてという質問をさせていただきます、昨年の6月議会では文化財の指定及び立て看板についてということで質問させていただきました。

いずれも歴史遺産を観光に使うといいですか、資するための提案でございました。皆さん御存知の通り、毎戸遺跡、これは小田の駅家の跡と言われておりますが、国の史跡になっている兵庫県の上郡町の野磨遺跡に匹敵するといわれるほどの価値のあるものだと理解しております。

このように、価値のある歴史史跡を観光資源にしない手はないと思います。

そこで、早急に毎戸遺跡の案内板を作成して、矢掛を発信してはと思います。東に吉備真備関連遺跡がございますし、西に小田駅家関連遺跡等、国レベルの史跡があり、南北にも多くの歴史遺産があります。毎戸遺跡は、矢掛の奥の深さの証明になると思われます。歴史かおる文化のまちの古代の象徴でもあろうかと思えます。

昨年6月で、教育課の御答弁は、案内板について地元関係者と相談の上、判断していき、保存するのみならず歴史に触れる機会の提供についても関係機関と協議を続けていくと、前向きなお話でございました。

産業観光課の御答弁は、要約すると、案内板設置は、文化財としての価値を検討してから考えるというお話だったと思えます。

いずれも前向きに検討するという事でございました。どうか、毎戸遺跡の案内版及び文化財の指定を決断されるようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 浅野議員さんからお尋ねの毎戸遺跡の案内板について、教育課の方でまとめてお答えいたします。

浅海に所在するこの毎戸遺跡は、奈良時代から平安時代に設置された古代山陽道の駅家のひとつ、小田の駅家とされている遺跡でございます。文献資料によりますと、岡山県内には9つの駅家があったといわれていますが、小田の駅家以外の位置は必ずしも明確にはなっておりません。毎戸遺跡は、岡山県を代表する遺跡でもあり、岡山県史にも記載されている重要な遺跡です。

さて、毎戸遺跡の案内板についてですが、昨年、平成28年6月議会でも答弁いたしましたように、教育課といたしましては遺跡の重要性は充分認識をさせていただいております。しかしながら、現在、遺跡がある土地は個人所有であり、地権者の方をはじめ、地元の皆様の御意見をうかがいながら遺跡の保存と活用について協議を進めていく必要があります。

また、岡山県指定を視野にいれた遺跡の保存と活用につきましても、前向きに岡山県教育庁文化財課と協議を進めておりますが、指定を目指すには、今の時点での情報量では明らかになっていない部分もまだ多く、追加調査が必要ではないかという助言であるとか、井原鉄道南側をどのように考えるかなどの課題をいただいております。

そのため、御提案の案内板につきましても、現在の情報では掲載文に限界があり、設置については今しばらくのお時間をいただきたいと思います。

遺跡を保存するだけでなく、より多くの町内外の皆様に親しみやすい、歴史に触れる機会の提供ができるよう、すなわち、活用の面も含めて関係機関と協議を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 今、教育課長の方からいろいろ御答弁をいただきました。事情はよく分かっておるつもりでございます。いずれにしても、前向きに検討されるということで、スピードを上げてですね、県の方とか国の方とかいうのではなくて町の方から提案するぐらいで、どんどん進めていただいて、ぜひともこの有名な毎戸遺跡を全国展開にしていただければと強く願っております。

以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 通告のありました方々からの一般質問が全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の本会議を明日8日、木曜日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日8日、木曜日の午前9時30分から再開することに決しましたので、御参集をお願いします。

本日は、御苦勞様でございました。

午前11時48分 散会

平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成29年6月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (延会) 午前9時38分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長    | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長   | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長   | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建設課長     | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教育課長     | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会計管理者    | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理 | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |          |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）  
 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

- 日程第2 議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第36号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第37号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 報告第1号 平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について  
報告第2号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について
- 日程第4 議案第38号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について  
議案第39号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第40号 平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について(羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締結)  
議案第42号 工事請負契約の締結について(小田こうど会館改築事業建築工事の請負契約の締結)

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第32号及び議案第33号を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第32号及び議案第33号は、それぞれ原案のとおり承認することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第36号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第37号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（江尻健二君） 日程第2、議案第34号から議案第37号までを一括議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号から議案第37号までは、所管の常任委員会である総務文教常任委

員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第36号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 報告第1号 平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、報告第1号及び報告第2号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。報告第1号及び報告第2号は、それぞれ原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、報告第1号、平成28年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費については、原案のとおり了承することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第38号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第39号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第38号から議案第40号までを一括議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号から議案第40号までは所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、議案第39号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号、平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について（羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締結）

議案第42号 工事請負契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負契約の締結）

**○議長（江尻健二君）** 日程第5、議案第41号及び議案第42号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第41号及び議案第42号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、工事請負契約の締結について（羽無地区休憩所等新築工事の請負契約の締結）、議案第42号、工事請負契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。議事進行の都合上、本日はこの程度にとどめて延会とし、13日、火曜日に再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とし、次の会議は13日、火曜日に再開することに決しました。

次に、常任委員会の開催についてお知らせいたします。この後、本会議終了後9時55分から予算決算常任委員会が、明日午前9時30分から総務文教常任委員会がいずれも全員協議会室にて開催されますので、関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれをもって延会といたします。皆さん、お疲れ様でございました。

午前9時38分 延会

平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成29年6月13日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (閉会) 午前9時55分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定  
 個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
 いて  
 議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
 制定について

議案第 36 号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 37 号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 38 号 平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 39 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 40 号 平成 29 年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第 1 号）について



午前9時30分 開議

**○議長（江尻健二君）** 皆さん、おはようございます。

8日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第34号 矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第38号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第39号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第40号 平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第34号から議案第40号までを一括議題とし、委員長報告を行います。

本件は、去る8日の本会議において、委員会に審査付託されている案件で、その審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。

それではまず、総務文教常任委員長、高岡一万君お願いします。高岡委員長。

○6番（高岡一万君） おはようございます。

命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。去る8日の本会議におきまして付託を受けました、議案第34号、矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第36号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、審査のため、6月9日、全委員出席のもと、総務文教常任委員会を開催し、町長以下幹部職員の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

審査方法につきましては、議案第34号から議案順に審議いたしました。詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略をさせていただき、概要報告のみとさせていただきたいと思っております。

まず、議案第34号と35号につきましては、議案についての質問はなく、全会一致で了としました。次に、議案第36号については、農林水産物等販売業についての質問がありました。回答及び説明を受

け、全会一致で了としました。次に、議案第37号については、追加資料の説明を受け、残土等の処理について質疑応答後、全会一致で了としました。審査結果といたしまして、内容に関して特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。以上が総務文教常任委員会に付託された案件の審査概要であります。

補足すべき事項は他の委員さんをお願いして、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） 次に、予算決算常任委員長、守屋正晴君をお願いします。守屋委員長。

○12番（守屋正晴君） おはようございます。

それでは、命によりまして予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第38号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について及び議案第39号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号、平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）についての審査のため、去る8日に委員会を開催し、町長以下幹部職員の出席のもと慎重に審議いたしました。審査方法につきましては、議案第38号から議案順に審議いたしました。審議の過程ではさまざまな質疑応答が行われました。詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略させていただき、概要報告のみさせていただきますと思います。

まず、議案第38号での質疑では、アスリート育成強化補助金、キャンプ場利用、町並み周遊促進、みかわてらす加工所等、整備の内容等について、質疑応答がありました。次に、議案第39号では、工場用地測量設計委託料の質疑応答がありました。議案第40号につきましては、質疑はありませんでした。

審査結果といたしまして、内容に関して特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が予算決算常任委員会に付託された案件の審査概要であります。補足すべき事項は他の委員さんをお願いして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。8番、萩野君。

○8番（萩野清治君） ただいま、総務文教常任委員長の方から委員長報告がありましたが、その中の議案第37号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明がありましたが、この中で、議案の当初の説明の時にも資料として条例改正の概要の説明の中で出されておりますが、1つは許可業者を町の方が許可をして町民がそれに依頼をするというふうなことになるわけですけれども、許可業者ということになれば、処分場を持っている業者ということになるわけですが、何業者ぐらいになるのか、そういった説明があったのか、なかったのか。

それから、依頼方法や支払方法、こういったことについての委員会での説明、追加資料が出されたとうふうに委員長報告でありましたが、そういったものが、どのようなものが出されたのかということがまず1点。それから、2点目は水路や河川の清掃に伴う土砂などについては、当面の間、搬入可能ということに条例の概要説明の中で出ておりますが、当分の間、どの程度の期間を想定されておるのかお尋ねをしたいと思います。説明があったのか、なかったのか。

それから3点目は、新たな処分場の検討をしたと、具体的な内容等についての説明があったのか、な

かったのか。この点について委員長の方にお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江尻健二君） 高岡委員長。

○6番（高岡一万君） 萩野議員さんの質問にお答えをいたします。

議案第37号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正についての質問でありますけれども、これは許可業者を指定するための条例でありまして、具体的には、まだどちらの業者を指定するか、当然のことながら資格を持たれた業者にとということになるだろうとは思いますが、具体的な業者であるとか、そういったところは示されておられません。それから、追加資料ということでありまして、追加資料がどういったものかという内容でありましたですけれども、現地の現在の状況の写真が示された程度で、その他の資料としては出ておりません。

それから、当分の間ということでの質問でありましたが、当分の間、具体的に、ここからここまでという期間は示されておられません。ただ、内容がこういった規制のかかる内容になってくるでしょうから、当然のことながら、これまでと変わった搬入量についてもずいぶん減少してくるのではないかなあというような内容の中で、具体的に、ここからここまでというのは、非常に今の段階では難しいのではないかなということ、期間については示されませんでした。

それから、新たな場所ということでありましたですけれども、まだここを使用中止しますということではありますけれども、県との内容の中で、これでもう終わりですという話では、全処理場が終わりですという内容ではありませんので、当然のことながら、今後の始末として、安全安心というかたちの中での始末が検討されていくということであるでしょうから、まだまだ相当の予算もかかってくるのではないかなと、そういうことから、新たな施設ということになれば、もっと今の基準は厳しいですから、更なる財源も必要になってくるのではないかなと思いますので、これにつきましても新たな場所というのは示されていませんでした。以上であります。

○議長（江尻健二君） 萩野君。

○8番（萩野清治君） 私が3点ほど質問をいたしましたが、具体的な委員会へのいわゆる具体的な点は示されていないと。まあ長い間、20年間にわたって使ってきて、いよいよ閉鎖をするということなんで、これはまあやむを得ないというふうなことではあるわけですけど、資料説明の中で具体的に検討したとか、それから処分業者を条例でできることになるわけなんで、そういったことの資料は、町民に直接関係してくるわけなんで、町の方でそういった委員会だけでなしに、全議員への説明責任があるんじゃないかなと思うんです。

そのあたり、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（江尻健二君） 副町長。

○副町長（武井道忠君） ただいまの8番、萩野議員さんの執行部へ対しましての御質問でございます。

先ほど高岡委員長さんが話された概略は、ほぼ内容が一緒でございますが、若干補足的な説明をさせていただきます。

まず、一番最初におっしゃられたった、許可業者に依頼するという点に関して、当然処分場を持っている業者であろうということではありますが、それにつきましては、それを大前提に考えております。

それから、依頼方法等につきましては、業者が決まりましたら、直接業者の方へ処分される方がお願いをするという方向になるかというふうに思っております。

当然、委託業者は誰なのかということは、一般的には応募方式というふうなかたちになってまいりま

す。そういうことになりますので、今現在この人というのは特定はいたしておりませんが、これから町民の皆さんには示していく予定でございます。

それから、先ほど当面の間ということもございましたが、これは非常に限定しにくい期間でございます。当然、処理するということに関しまして、特に土砂に関しましては、受け入れが可能である間という意味合いで説明をさせていただいております。

それから、新たな場所の検討というのは、これは現実には、先ほど高岡委員長もお話されましたが、非常に意味困難という面もございます。それはもう御理解していただいているだろうと思っておりますので、今後は現在の方向でやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、いろんな場所で町長のほうからも説明させていただいておりますが、この処分場につきましても、999平米の範囲の中で処理をさせていただいておりますが、環境基準、これが2回ほど大きな改正の時期がありました。その改正の度に厳しくなりまして、現段階では、岡山県のほうも今の現在の状況の中においては、「これは、もう閉鎖せざるを得ないのではないですか。」というような御指導もいただいております状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 萩野君。

○8番（萩野清治君） それぞれ当局側からの説明、それから委員長の説明もあったわけですが、以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（江尻健二君） 他に質疑はありますか。

[なし]

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

[なし]

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。お諮りいたします。議案第34号から議案第37号までの条例制定関係、議案第38号から議案第40号の補正予算関係は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、矢掛町個人情報保護条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第36号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第38号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、議案第39号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号、平成29年度矢掛町美川財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定されました。

~~~~~

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。

議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究、特別委員会の調査研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会、特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会は閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会につきましては、8日間の会期でありましたが、上程いたしました“固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて”など、計16議案につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただきまして、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと存じますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

これから矢掛町では、観光振興と同じく人口増対策に力を入れてまいります。そして、今までの施策に加えて、今年度から人口増と町の活性化を図ることを目的とした結婚新生活支援事業や、安心して出産にのぞんでいただけるよう支援する妊産婦医療費助成制度、また、子どもみらい基金の創設など、明るい未来を目指した施策を展開してまいりたいと思っております。

また、観光地としての魅力を発信するとともに、本町に定住することのメリットも広く周知し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられるよう、そしてまた、まち・ひと・しごと実現のために全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御支援と御協力をよろしくお願いをいたします。

そして、6月7日に中国地方の梅雨入りが発表され、風水害への注意も必要となってまいります。町民の皆様には、災害時の気象情報などに十分注意を払っていただきますようお願い申し上げますとともに、防災関係者の協力をいただきながら、万全を期してまいりたいと思っております。

今後、夏場へ向かうにつれて暑さも増してまいります。議員の皆様におかれましては、どうぞお体を大切にされ、御健康でお過ごしされますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

本日は、たいへんありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** これをもって、平成29年第2回矢掛町議会第2回定例会を閉会といたします。

なお、ここでお知らせをいたします。この後、10時20分から全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係職員の方々には全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

それでは皆さん，大変お疲れ様でございました。

午前9時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員